

# 島本町高齢者補聴器購入費助成事業のご案内

## 【目的】

加齢等により聴力機能が低下し、補聴器の使用が必要と認められる高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することで、社会参加や地域交流の促進を図り、認知症やフレイルの予防などにつなげます。

## 【対象】 ※以下の要件を全て満たす方

- ①島本町内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている65歳以上の方  
※特別養護老人ホーム入所者は対象外。
- ②市町村民税非課税世帯の方  
※申請月が4月から6月までの場合は前年度、7月から翌年3月の場合は当該年度の市町村民税が対象
- ③両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上の中等度難聴であって、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用の必要を認められた方
- ④聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方
- ⑤他制度での補聴器の購入に係る助成の対象とならない方
- ⑥この制度による助成ははじめての方

## 【助成内容】

25,000円を上限として、1人1回に限り助成

※助成対象は補聴器本体の購入費のみ。

※診察料、検査料、文書料、送料、修理、メンテナンス費用などは助成の対象外。

※この制度の申請前に購入されたものは対象外。

## 【注意事項】

- ①決定通知書到着後に補聴器を購入のうえ、決定日から原則3か月以内に助成金を請求してください。
- ③医療機関で診断を受けた結果、助成の対象とならない場合があります。

※裏面に手続きの流れを記載しています。

## 【手続きの流れ】

### ①申請書の入手

- 役場高齢介護課で申請書を入手してください。  
※町ホームページからもダウンロードもできます。

### ②耳鼻咽喉科の受診

- 申請書を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。
- 診察の結果、医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、申請書の医師の記入欄に必要事項を記入してもらってください（診断書でも可）。  
※診察料・検査料・文書料等は自己負担となります。

### ③見積りの取得

- 医師の記入欄が記載された申請書を持って、補聴器の販売店で補聴器本体の見積書をお願いしてください。※補聴器販売店の指定はありません。

### ④申請・決定

- 必要事項や医師の記入欄が記載された申請書と③で取得した見積書をそろえて、役場高齢介護課に提出してください。  
※医師の証明日から3ヶ月以内を目途に提出してください。
- 高齢介護課で内容を確認後、後日、町から決定（却下）通知書を送付します。  
※この決定通知書が届くまでは、補聴器を購入しないでください。  
※助成決定の場合は、請求書兼振込依頼の書類もあわせて送付します。

### ⑤補聴器の購入と請求

- 決定通知到着後、補聴器を購入し、原則3か月以内に④で送付した請求書に購入時に取得した領収書を添付して、役場高齢介護課へ提出してください。  
※購入時にはいったん補聴器の購入費の全額を負担していただく必要があります。  
※領収書の宛名は申請者本人とし、品名を必ず記載してもらってください。

### ⑥助成

- ご指定の口座に助成金を振り込みます。

#### 【お問合せ先】

島本町 健康福祉部 高齢介護課 TEL：075-962-2864  
FAX：075-962-5652